

## ●保育認定（2号・3号認定）には、『保育の必要性』と『保育の必要量』の認定が必要です

保育を希望する場合、保育の必要性とともに保育の必要量を認定し、「保育短時間」と「保育標準時間」に区分されます。（短時間区分に該当する方が、「保育短時間の開設時間を超える勤務が常態である」、「シフト勤務により保育を必要とする時間が不規則である」場合などには、標準時間区分とすることが可能です。）

保育を必要とする事由		短時間利用（8：00～16：00）	標準時間利用（7：30～18：30）
①	就労している時	1カ月の就労時間 48～120時間	1カ月の就労時間 120時間以上
②	妊娠・出産のとき	—	●
③	保護者の病気や障がいのとき	1カ月の通院時間 ～120時間	1カ月の通院時間 120時間以上
		*通院・入院の状況、障がいの程度により異なります。	
④	親族の常時介護・看護のとき	1カ月の介護時間 ～120時間	1カ月の介護時間 120時間以上
		*介護・看護の状況により異なります。	
⑤	災害復旧にあたっているとき	—	●
⑥	求職活動（起業準備含む）のとき	●	—
⑦	就学（職業訓練校等含む）のとき	1カ月の就学時間 ～120時間	1カ月の就学時間 120時間以上
⑧	虐待やDVのおそれがあるとき	—	●
⑨	育児休業中の継続利用が必要なとき	●	—
⑩	①から⑨に類すると認められるとき	*状況により異なります。	

## ●保育料

- ① 1号認定、2号認定の保育料は全額無償です。3号認定で住民税が課税されている世帯のみ保育料が課せられます。
- ② 保育料は、児童と同一世帯に属する児童の扶養義務者の住民税額を合算して算定します。ただし、住宅取得控除等によって減税されている場合は、控除前の税額を基に算定します。
- ③ 同一世帯で入所児童が2人以上となる場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料となります（階層により軽減対象範囲は異なります）。
- ④ 保育料は、町が決定した保育料を各園が定める方法で納めることとなります。
- ⑤ 途中で入退所するときの保育料は、日割り計算した額となります。

4月～8月	9月～3月
前年度の町民税額による保育料	当該年度の町民税額による保育料

## ●延長利用するときの料金

登園から8時間または11時間は追加負担なしで利用できるということではなく、園で設定した各区分の開設時間帯の中で、就労状況に応じて利用することとなり、短時間利用に該当する方が保育短時間の開設時間の前後に保育を受けた場合などは、延長料金が発生します。（延長料上限額：日額500円、月額5,000円）

短時間利用	7:30～8:00	8:00～16:00（保育短時間の開設時間）	16:00～18:30	～19:00
	100円	最大8時間利用可能	100円/30分	100円
標準時間利用	7:30～18:30（保育標準時間の開設時間）			～19:00
	最大11時間利用可能			100円